

相次ぐ留置施設保護室内 虐待死事件に寄せて ④

田鎖麻衣子

警察留置場での死亡
事案に関して、本年四
月、福島みずほ参議院
議員が、警察庁から提出
を受けた過去一〇年
間（二〇一三～二〇二
二年）の被留置者死亡
者数、および、二〇二
二年に死亡した二七人
の性別・年代・死因を
まとめた表を「福島み
ずほ公式サイト」に掲
載している。ここでま
ずもつて問題なのは、
被留置者の死亡という
重要な事実に関して、
警察庁が統計を発表し
ていないことである。
参考までに、英國
(イングランド及び
ウェールズ) の状況
を紹介する。二〇〇
二年警察改革法によ
り、イングランド及
びウェールズの警察
は、警察との接触中ま
たは接触に続いて生じ

たすべての死亡事案を、警察の行為に対する不服申立についての独立監督機関であるIndependent Office for Police Conduct, (IOPC。110-18年)にIndependent Police Complaints Commission (IPC)から改称)に付託する義務を負う。IOPCは各事案の事実関係につき考慮し、調査(独自調査ないしIOPCの指揮監督のもと警察を使って行う調査)を実施するか否かを決定する。IOPCは、付託された事案を死亡の状況に応じて5つのカテゴリー(①道路交通事故における死亡、②警察の発砲による死亡、③警察での拘禁中または拘禁後の死亡、④警察拘禁後(釈放か

(ら二日以内)の自殺、
⑤その他)に分類し、
その分析をHPで公表
している(<https://www.policeconduct.gov.uk/>)。本稿の記述
は同HP掲載情報による)。二〇二〇年度の
死者数は、①が二五人、
②が一人、③が一九人、
④が五四人、⑤が九三
人であった。

警察との「接触中ま
たは接触に続く死亡」
であれば制度対象となる。
たとえば⑤の「そ
の他」には、通報を受け
て警察官が駆け付け付
たところ、民間人に取
り押さえられていた男
性が既に呼吸をしてお
らず、警察官が救命処
置をし救急車を呼び、
病院に搬送されたが後
日死亡した、という事
案も含まれている。また、①の「道路交通に

における死亡」の多数を占めるのは、警察車両による追跡活動の結果の死亡（一五件・二〇人）であるが、全件が IOPCによる独自調査の対象となつた。この種事案は日本でも珍しくなく、やや古いが二〇〇八年、河村たかし衆議院議員（当時）提出の質問主意書にに対する答弁書によれば、警察車両が追跡していくた逃走車両による交通事故（各都道府県警察から警察庁に報告があつたもののみ）は、二〇〇五年が二七件、二〇〇六年が二〇件、二〇〇七年が一二件、二〇〇八年の一八月が一四件。警察官が懲戒処分・起訴された例も、損害賠償請求訴訟で都道府県が敗訴した例もないという

②の発砲事案は、通報を受けた駆け付けた警察官が、銃器のようなものを持つ男性を発見、銃器を捨てるように指示するも応じなかつたことから一発発射、現場から照準器付きのエライフルが回収された、というもの。なお、日本でも千葉県匝瑳市でのこぎりを振り回す七四歳男性に発砲した死亡事案（二〇二一年八月）が、大阪府警八尾署の警官二人が盗難車を発見、停止を求めたが運転者が逃げようとしたため、車の両脇から計四発を発砲し、うち一発を上半身に命年一月）が記憶に新しいが、その後の経過は不明である。

そして③の「警察での拘禁中または拘禁後の死亡」一九件について、では、一六件が独自調査の対象とされた。今件について、死亡に至る経過概要が公表されており、有形力行使の拘束具使用の有無、有りの場合はどこにどう使用されたのか、死因が特定されている場合（独立した検視官による死因究明制度がある）には死因も公表されている。一九人のうち一二人に對しては

IOPCは、拘束具や警官ないし市民による有形力行使があつたが、IOPCは、拘束具や有形力が必ずしも死に寄与しているわけではない、としている。こういった分析は、独立機関による調査に基づいてこそ一定の説得力を持ち得る。もちろんイングランド及びウェールズにも課題は多いのだが、だからこそ独立機関を設け対処しようとしているのである。

警察（「お上」）は過ちを犯さず責任を問う対象ではないとの意識が根強い国とは、根本的な姿勢が異なっている。